

申請に必要な書類（既存の宅地における開発行為又は建築行為等）…審査会基準17号

【自己の業務用で敷地面積500㎡以下の事務所、倉庫、工場又は1000㎡以下の店舗】

★…事前相談時に必要な書類（証明書等について、相談時はコピー可）

- 許可申請書（正本の添付書類は原本、副本は写し、空欄箇所には斜線を引くこと）
- ★法人の場合は、法人現在事項全部証明書（申請日から3か月以内のもの、個人の場合は、住民票）
- ★事業計画書
 - 業種、店舗等の名称、必要な資格、販売（製造）品目、従業者数、建物規模、開業時期、営業（稼動）日時、その他必要な事項
- 賃貸及び用途変更をしない旨の誓約（押印不要）
- ★申請地に係る全部事項証明書等（申請日から3か月以内のもの）
 - ・ 線引き時まで継続して地目を確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本
 - ※ 既存宅地確認を受けた土地にあつては、既存宅地確認書の写し（ない場合は申請書その他必要な事項欄への番号・確認日の記載で可）及び確認後の登記地目を確認できるもの
- ★位置図（1/2,500の縮尺を明記した都市計画図）
 - 申請地及び50m以内で連たんする50戸以上の建築物（30㎡以上のもの）を明示
- ★申請地に係る公図の写し（オンライン取得可）
- 土地求積図
- ★土地利用計画図（建築許可の場合は「敷地現況図」）（記載事項は別紙参考）
- 最終排水柵詳細図（公共施設との接続、泥だめ15cm以上等）
- ★建物平面図（間取り記入）
- 建物立面図（最高の高さを記入すること（10m以下））
- 排水承諾書の写し…明治用水土地改良区（下水道接続の場合は不要。また、やむを得ず添付できない場合は協議経過書で可）
- 道水路の占用許可又は承認工事が必要な場合は、その許可書等の写し
- 元々一体で利用していた敷地に建築物が残される場合は、当該建築物についての配置図（地番・地積・建築面積・延床面積）
- 開発行為がある場合は、別紙【開発行為の場合の追加書類】